

## 松戸市業務改革(BPR)支援業務委託に関するプロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

急激に変化する社会情勢や複雑化・多様化する市民ニーズに対応し、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供できるよう、本市における業務改革に取り組む。

令和5年度に実施した全庁業務量調査では、各所属の業務を作業レベルに分解し、定型・非定型、専門性の有無、作業実施者（正規職員・会計年度任用職員）、正規職員が作業すべきものかどうか、処理媒体（紙・電子）、作業時間、年間件数等についての調査を行った。

調査結果では、性質や傾向を踏まえて業務を類型化し、その類型に見合った改善手法と、改善効果が高いと見込まれる業務の候補について、分析している。

令和6年度は、この調査結果等を活用し、具体的な改善に取り組む業務を選定し、委託事業者の支援を受けながら対象業務の実効的な改善を実施する。

すぐに実現できる改善については実行に移すとともに、予算化が必要な内容についても新年度予算への反映を目指すなど、スピード感を持って取り組んでいく。

また、本業務を踏まえ、職員が自ら業務改善に取り組めるよう、全庁的に業務改善の意識を醸成しつつ、職員が職員にしかできないコア業務（困難課題解決への企画調整やきめ細やかな相談対応・援助等）に注力できる環境を整えることを目指す。

### 2. 業務名

- (1) 業務場所 松戸市指定の場所
- (2) 業務内容 別紙『松戸市業務改革(BPR)支援業務委託仕様書』による
- (3) 業務履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

#### 4. プロポーザル方式の方法及び理由

競争性・公平性の観点から広く提案を受ける必要があり、公募型とする。

#### 5. 事業スケジュール

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 公募開始       | 令和6年5月15日(水) |
| (2) 質問書の締切     | 令和6年5月23日(木) |
| (3) 質問書に対する回答  | 令和6年5月28日(火) |
| (4) 参加申込書受付締切  | 令和6年5月31日(金) |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和6年6月4日(火)  |
| (6) 提案書等の提出締切  | 令和6年6月18日(火) |
| (7) プレゼンテーション  | 令和6年7月2日(火)  |
| (8) 審査結果通知     | 令和6年7月5日(金)  |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

#### 6. 参加資格・参加申し込み方法等

- (1) 本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次にいずれにも該当しないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務委託等の開札日（見積り合わせの日）前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

オ 事業協同組合等が参加申込みをする場合であって、その組合等の構成員になっている者が単独で参加申込みをすること。

カ 参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

- ②本市において競争入札参加資格を有している者。または、以下の書類を提出する者。
  - ア 履歴事項全部証明書（法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの））
  - イ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
  - ウ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- ③国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。
- ④参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤過去3年以内に本業務と同種又は類似の同規模（人口20万人以上の自治体）のものに関し複数回受託した実績があること。
- ⑥個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われている者であること。

## (2) 参加申し込み方法

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等を提出すること。

### ①提出様式（押印不要）

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 事業者概要（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）

過去3年以内に元請けとして契約し、既に完了した業務について記載すること。

### エ 現受託業務概要（様式4）

令和6年4月1日時点で受託している業務について記載すること。

### オ 参加資格確認書（様式5）

（注）提出された書類の修正又は変更は認められない。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出された参加申込書等は無効とする。

なお、提出書類の返却は行わない。

②提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで

③提出先 松戸市役所 総務部行政経営課

住所：271-8588 松戸市根本387番地の5

電話：047-366-7311

④提出部数 各1部

⑤提出方法

以下の方法にて提出すること。

ア 持参

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までに松戸市役所新館4階総務部行政経営課に持参すること。

なお、持参する際は、予め提出日時を連絡すること。

イ 郵送

提出期限までに必着とする。なお、郵送の場合には配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。

ウ 電子メール

送付先：mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

(3) 参加申込の承認について

参加申込の承認結果については、令和6年6月4日（火）に通知する。

7. 提案限度額

金 26,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

(1) 企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断を行う。

ア 業務実績

イ 業務実施体制

ウ 企画提案の内容

エ 参考見積価格

(2) 企画提案書等の評価

ア 評価基準 【別表】のとおりとする。

イ 順位の決定 各委員の評価点数の平均の高い順に順位付けを行う。  
この場合において、同点の企画提案があるときは、委員会で協議し、その順位を決定する。

### (3) 選定の条件

各委員の評価点数の平均が60点以上であること。なお、条件を満たす企画提案がない場合は、選定せず、再度公募する。

## 9. 提案方法等

### (1) 質問

①質問方法 質問書(様式6)に記載の上、電子メールで事務局あてに送付すること

mail: mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加事業者数・参加事業者名・評価委員等)についての質問は受付けない

②質問期間 令和6年5月15日(水)から令和6年5月23日(木)まで

### (2) 質問への回答

①回答方法 松戸市ホームページ上に掲載する

②回答日 令和6年5月28日(火)

### (3) 提出書類の提出

#### ①提出書類(押印不要)

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

ア 企画提案書(様式7)

イ 企画提案(様式7を表紙とし、A4版で20頁以内の様式自由とする。)

仕様書や別表の評価基準をもとに、下記Ⅰ(a)から(j)及びⅡ(a)から(c)までの事項を含めて、松戸市の現状に合った企画提案を作成すること。

なお、本市の状況については6.(2)①提出様式ア～オをご提出いただいた事業者様に対し、5.(4)参加申込書受付締切日後速やかに、参加申込書に記載のメールアドレス宛に資料(令和5年度に実施した全庁業務量調査の結果概要)を電子メールにて提供いたします。

※提出を受けた企画提案書等は、公文書として、原則、開示請求の対象となりますが、松戸市情報公開条例第7条各号に該当する

場合は、一部開示又は非開示とします。

同条例第7条各号に該当すると思われる部分については、あらかじめ明記を願います。

(明記の例)「部外秘」

【参考】

同条例第7条第3号(法人情報)ア

公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。(事業者の保有する生産技術又は営業上の情報等)

【I. 具体的なBPRの支援】

(a) 業務実績

同様の業務を受託した実績を記載すること。改善結果を定量的に示すこと。

(b) 業務実施体制

本業務を実施するための人員、体制を記載すること。

(c) 業務の企画

本業務の具体的な実施方法やスケジュール等について記載すること。

(d) BPR対象業務の選定

BPR対象業務の選定方針を記載すること。

(e) 業務の詳細分析・設計

現状分析、実現手法の検討、効果及びコスト測定に関する考え方、分析手法について記載すること。

また、同種の業務を受託した実績において、改善につながった事例を1つ以上例示すること。

(f) 分析結果に基づく改善施策

業務目的を達成するための改善施策において、その考え方(効果とコストの両面を加味しているかなど)、実施手法、及び職員の負担を軽減し、効果的かつ効率的に実施するための工夫を記載すること。

(g) 実証実験・効果検証

実証実験・効果検証について、その規模や方法等を記載すること。

(h) B P Rの実施支援

策定した改善計画に基づき、対象業務所管所属がB P Rを行い実務へ適用するにあたり、適切な支援について記載すること。

(i) B P Rの実施結果の評価

B P Rの実施結果について、評価の考え方を記載すること。

(j) 改善手法の提供、B P R支援・研修

本業務終了後も職員自らが業務改善に取り組めるような改善手法や、組織風土を醸成する仕組み及び研修会について記載すること。

【Ⅱ. 庁内の業務改善実施に向けた推進会議の運営支援】

(a) 業務の企画

本業務の実施方法やスケジュール等の考え方について記載すること。

(b) 業務実施体制

本業務を実施するための人員、体制を記載すること。

(c) 具体的なB P R推進（具体的な分析、効果、改善策等の実施を含む）進行管理、課題管理等の運営

本業務の具体的なB P R推進（具体的な分析、効果、改善策等の実施を含む）、進行管理、課題管理等について、その考え方、具体的な推進支援及び運営方法等について記載すること。

ウ 見積書

A 4 版縦で様式自由とする。ただし、仕様書に記載した業務ごとの経費についても記載すること。

②提出方法 持参、郵送または電子メール

③提出先 松戸市役所 総務部行政経営課

住 所：271-8588 松戸市根本3 8 7番地の5

メール：mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

④提出期限 令和6年6月18日（火）

(4) プレゼンテーション

①出席者 1者3名以内とする。

- ②実施時間 1者30分以内とする（質疑応答は別途20分）。
- ③実施者 本業務を受託した際に担当する業務実施責任者または業務実施担当者が行うこと。
- ④実施内容 資料は、提出した企画提案書とし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。
- ⑤貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。
- ⑥その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

#### 10. 選考結果の通知及び公表

選考結果は、参加事業者に対し、提案書表紙（様式7）に記載された担当者の電子メール宛てに令和6年7月5日（金）以降に通知する。

また、松戸市のホームページにも選考結果を公表する。なお、選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

#### 11. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④正当な理由無く、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤この要領に定める手続き以外の方法により本市の職員等に本プロポーザルに対する援助を求めた場合 など

#### 12. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を速やかに提出すること。なお、様式については任意とする。

#### 13. その他留意事項

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- ②本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的

での使用を固く禁止する。

- ③受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ④参加事業者が1者であっても、評価を行い受託候補者の選考を実施する。なお、選定の条件を満たさない場合には、受託候補者とならない。
- ⑤本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

#### 14. 事務局

松戸市役所 総務部行政経営課 担当者 木村、百田  
電話 047-366-7311  
Fax 047-364-6919  
Mail mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

#### 附則

##### （施行日）

この要領は、令和6年5月13日から施行する。

##### （失効日）

この要領は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。

## 【別表】

## 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点 (100点満点)
業務実績	同様の業務を受託した実績は十分にあるか。 ◇受託時期、件数、委託元の業種等	5
業務実施体制	本業務を実施するための人員、体制は妥当であるか。 ◇主担当者及び補助者の技術、専門知識、経歴・実績は十分にあるか。 ◇スケジュールどおりに無理なく円滑に進められる体制が取れているか。	15
企画提案の内容	BPRの取組について、業務目的を達する手法の提案がなされているか	5
	取組対象となる各所属職員に本業務の趣旨・目的を理解させ、積極的な協力を引き出す工夫がなされているか	5
	業務分析結果に基づく改善策の考え方（効果とコストの両面を加味しているかなど）や実施手法が具体的に示され、実効性のある提案となっているか	15
	取組対象となる各所属職員の負担を軽減する支援や工夫がなされているか	10
	取組に伴う問い合わせ対応等、十分なサポートが構築されているか	10
	庁内の推進会議の運営支援について、業務目的を達し、実効性のある企画、スケジュールとなっているか	5
	庁内の推進会議の運営支援について、BPR推進（具体的な分析、効果、改善策等の実施を含む）、進行管理、課題管理等に対する考え方、支援及び方法が実効性のある提案となっているか	10
	仕様書にない有益かつ実施可能な独自提案がなされているか	15
見積価格	最低見積事業者の価格／見積価格×配点 (小数点以下切り捨て)	5